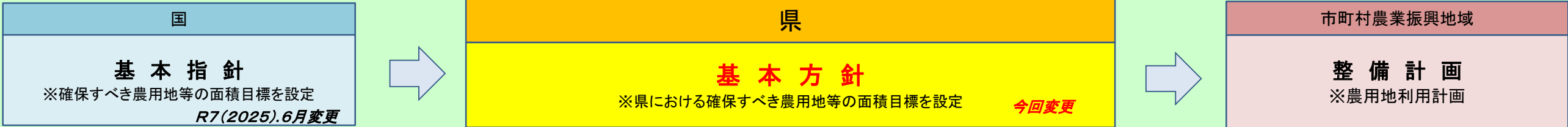


熊本県農業振興地域整備基本方針の変更について

基本方針の性格

- 目的:農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的に推進する。
- 国の「農用地等の確保に関する基本指針」に基づき、熊本県における農業振興地域の指定及び市町村が定める農業振興整備計画の策定に係る基準や基本となる事項を定める。
- おおむね10年を見通して定める。



■ポイント

- 国の「農用地等の確保に関する基本指針」の変更(面積目標の変更: [R12(2030)]397万ha ⇒ [R17(2035)]390万ha)を受け、県の確保すべき農用地等の面積目標を設定
- 前回から現状合わせて変化した部分を考慮し、農業振興地域における基本的な事項・文言等を必要に応じて修正、追加

県の基本方針の概要

基本理念(H24策定)
悠久の宝である農地を守り、集積し、次の世代に引き継ぐ

第1 県面積目標その他農用地等の確保に関する事項

- ・令和17年(2035年)目標: **86, 513ha**
(令和12年(2030年)目標: 89, 803ha)
※令和5年(2023年)現在の面積 90, 331ha: **△3,818ha**

○基本的考え方
国の基本指針の見直しを踏まえ、引き続き、効率的かつ安定的な農業経営を支援し、農業生産の相当部分を担う農業構造の確立させるため、必要な農用地等の確保を図る。

○面積目標(R17(2035)時点)要因内訳

事 由	面積(ha)
農用地区域からの除外	△1, 140
荒廃農地の発生	△3, 425
農用地区域への編入	485
荒廃農地の発生防止・解消	1, 323
その他(定期見直し等)	△1, 062
合 計	△3, 818

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
各地域の名称、地域の範囲、地域の規模等(総面積及び農用地面

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
・担い手や営農形態等、地域の特性に配慮した農業生産基盤整備
・中山間地域における農地基盤整備と集積による基盤強化
・広域的な農業生産基盤の整備 等

第4 農用地等の保全に関する事項
・荒廃農地の再生利用と保全管理
・農地の有効利用の促進
・中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度の推進
・鳥獣害対策、地下水を育む農業の推進 等

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項
・農地の集積・集約化の推進 ・農地の効率的な利用の推進
・地理情報システム(GIS)の整備・活用 等
・効率的かつ安定的な農業経営の基本指標の活用 等

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
・主要作物別の構想
・広域的農業近代化施設の整備 等

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
・農業経営者・多様な生産組織の支援施設
・新規就農者の確保・育成の支援施設
・地域営農組織の育成
・将来を担う多彩な人材の育成
・女性農業者の社会参画・経営参画
・企業の農業参入の推進 等

第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項
・農業従事者の安定的な就業の促進の目標
・農村地域における就業機会の確保のための構想

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項
・生活環境施設の整備の必要性

◆スケジュール

